## 新型コロナウイルス感染症関連の出席停止の扱いについて

下記のいずれかに該当する場合、新型コロナウイルス感染症対策として、出席停止の扱いとみなすことができます。高等学校においては、出席日数や単位認定等に影響する都合上、本校では「新型コロナウイルス感染症対策による出席停止届」の提出をもって学校長が出席停止の判断を行います。保護者が記入し、登校再開の初日に、生徒を通じて担任へ提出してください。

- ※「新型コロナウイルス感染症対策による出席停止届」の提出がない場合は、欠席扱いとなります。
- ※ 出席停止届は、帰宅時に生徒へお渡しします。また、本校ホームページからも印刷できます。

対象者		出席停止の扱いと期間
感染が判明		出席停止 ※保健所の指示があるまで
濃厚接触者 (疑いも含む)	生徒本人	出席停止 ※保健所の指示があるまで (検査結果が陰性でも2週間は自宅待機)
	同居家族	出席停止 ※保健所の指示があるまで (同居家族の陰性が確認されるまで自宅待機)
発熱やかぜ症状 (咳・のどの痛み等)がある * <sup>発熱等があり検査を受ける場合も含む</sup>	生徒本人	出席停止 ※医師の許可があるまで(目安:無症状で1日経過するまで。)
	同居家族	感染がまん延している地域において出席停止 (令和3年9月時点で出席停止の対象) ※医師の許可があるまで
児童生徒が、授業日に 新型コロナウイルスワクチン接種を受ける		出席停止
新型コロナウイルスワクチン 接種後に発熱等がみられる 主な副反応:接種部位の腫れ・痛み、 発熱、だるさ、頭痛、筋肉痛、吐き 気等でほとんどが3日以内に回復	生徒本人	出席停止 発熱等のみの場合、症状がなくなれば登校可。通常の副反応と異なるかぜ症状(咳ゃのどの痛み等)や3日以上続く発熱等の場合は受診し許可があるまで
	同居家族	同居家族の症状が発熱等のみであれば登校可。通常の副反応と異なるかぜ症状(咳ゃのどの痛み等)や3日以上続く発熱等の場合は受診し許可があるまで

以下の場合については個別対応となります。学校へご相談ください。

- ・医療ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合
- ・感染が不安で休ませたい場合